



平成19年2月19日

各位

会社名  いであ株式会社
代表者名 代表取締役会長 田畑 日出男
(JASDAQ・コード9768)
問合せ先
役職・氏名 取締役経営情報室長 蔵本 武明
電話 03-4544-7600

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月19日開催の取締役会において、平成19年3月29日開催予定の第39回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 会社法等の施行に伴い、定款に定めがあるとみなされているもの

- ① 当社は、公開大会社で監査役会設置会社であるため、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされていることから、当該規定を新設するものであります(変更案第5条)。
- ② 株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされていることから、当該規定を新設するものであります(変更案第7条)。
- ③ 名義書換代理人が株主名簿管理人と名称変更され、これを置く旨の定めがあるとみなされていることから、所要の変更を行うものであります(変更案第12条)。

(2) 会社法等の施行に伴い、実質的な変更を行うもの

- ① 単元未満株式についての権利を明確化するとともに、これを合理的な範囲内のものとするために、単元未満株式の権利を限定するための規定を新設するものであります(変更案第10条)。
- ② 株主総会の参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類について、インターネットで開示することによって提供したものとみなすことができる規定を追加するものであります(変更案第16条)。

(3) 上記の変更及び会社法が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更、並びに構成の整理等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成19年3月29日 |
| 定款変更の効力発生日 | 平成19年3月29日 |

以上

(別紙)

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は、いであ株式会社と称し、英文ではIDEA. Consultants,Inc.と表示する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 建設に係る企画、調査、計画、設計、管理、評価等の業務及びコンサルタント業務</p> <p>(2) 環境に関する現況調査、予測、解析、影響評価、環境保全対策等の業務</p> <p>(3) 環境に関する生物の調査、分類、同定、実験、解析、育成等の業務</p> <p>(4) 環境保全、環境整備に関する調査、計画、設計等の業務及びコンサルタント業務</p> <p>(5) 水質、大気質、土壌、廃棄物、水道水及び食品等の物理、化学分析、試験等の業務</p> <p>(6) 環境調査・分析機材及び機器等の製作・販売・リース等の業務</p> <p>(7) 産業及び生活廃棄物のリサイクルに関する業務</p> <p>(8) 気象、海象等の観測、解析及び予報・情報提供に関する業務</p> <p>(9) 自然及び人工災害に係る事前及び事後対策に関する調査、計画、設計等の業務</p> <p>(10) 情報システムの開発及び販売等の情報処理サービスに関する業務</p> <p>(11) 快適な生活環境の整備に関する業務</p> <p>(12) 建築物の設計及び構造物の設計、管理に関する業務</p> <p>(13) 測量及び地質調査に関する業務</p> <p>(14) 不動産の取得、売買、賃貸借、仲介、保守、管理及びコンサルタント業務</p> <p>(15) 各種建設に係る補償コンサルタント業務</p> <p>(16) 上記に関する人材派遣業務</p> <p>(17) 上記に付帯する一切の事業及び投資</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(17) (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(本 店) 第3条 当社は、本店を東京都世田谷区に置く。</p> <p>(公 告) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は2,000万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当社の<u>1単元の株式の数は100株とする。</u> 2 当社は<u>1単元の株式数に満たない株式</u>（以下「単元未満株式」という）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p>(本 店) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告の方法</u>により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(構成機関) 第5条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の<u>発行可能株式総数は2,000万株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>(取締役会決議による自己株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の<u>単元株式数は100株とする。</u> 2 当社は、<u>本定款第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式</u>（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、その他株式に関する手続き並びに手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社の株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年12月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において、その権利を行使すべき株主とする。前項その他定款に定めがある場合のほか、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 定時株主総会は毎決算期の翌日から3カ月以内に招集する。臨時株主総会は、その必要がある場合、随時これを招集する。</p> | <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、<u>法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u>）及び株券喪失登録簿の<u>作成並びにこれらの備え置き、その他の株主名簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 定時株主総会は<u>毎事業年度終了後</u>3カ月以内に招集する。臨時株主総会は、その必要がある場合、随時これを招集する。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議 長)</p> <p>第12条 <u>株主総会の議長は、代表取締役会長が当たり、代表取締役会長が空席のとき、又は事故あるときは、代表取締役社長が当たり、代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ決められた取締役の順位によって他の取締役がこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決 議)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほか、<u>出席株主の議決権の過半数によって行う。</u></p> <p>2 <u>商法第343条の規定によるものとされる株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は議決権を行使することができる当会社の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、代理人は1名に限る。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> | <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年12月31日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役会長がこれを招集し議長となる。代表取締役会長に事故、もしくは支障があるときは、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれを招集し議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は議決権を行使することができる当会社の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、代理人は1名に限る。</p> <p>2 株主又は代理人は、<u>事前に株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第15条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠によって選任された取締役の任期は、<u>現任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名のほか、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(役付取締役の任務)</p> <p>第20条 取締役社長は、取締役会を招集し、これを主宰する。</p> <p>2 取締役会長は、当社の経営を統括する。</p> <p>3 取締役副会長は、取締役会長を補佐する。</p> <p>4 取締役社長は、当社の業務を統括する。</p> <p>5 取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐し、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従いこれに当たる。</p> | <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>現任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役の任務)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意あるときは、招集の通知を省くことができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第23条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(相談役)</p> <p>第24条 当会社に相談役1名を置くことができる。相談役は、取締役会に出席して意見を述べ、相談にあずかるが、議決権を有しない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(相談役)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第25条 当会社の監査役は6名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式</u>を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> | <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は6名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議については、<u>株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上</u>を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(任 期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時</u>までとする。</p> <p>2 補欠によって選任された監査役の任期は、退任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 監査役は<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第29条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。監査役会は、監査役全員の同意あるときは、招集の通知を省くことができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(任 期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時</u>までとする。</p> <p>2 補欠によって選任された監査役の任期は、退任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第37条 <u>監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第6章会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第38条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第39条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時</u>までとする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第<u>32</u>条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年1月1日から12月31日までとし、<u>毎営業年度末日に決算する。</u></p> <p>(配当金の支払)</p> <p>第<u>33</u>条 <u>株主配当金は、毎営業年度末現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に支払う。株主配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>第 9 条 (名義書換代理人) 及び第13条 (決議) 第 2 項の変更は、平成15年 4 月 1 日より適用する。</u></p> <p>第 2 条 <u>第 7 条 (1 単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 第 1 項の変更は平成17年 10 月 3 日より適用する。</u></p> | <p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第<u>40</u>条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年1月1日から<u>同年12月31日まで</u>の<u>1年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>41</u>条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第<u>42</u>条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>附則</p> <p style="text-align: right;">削除</p> <p style="text-align: right;">削除</p> |

以上